

藤女子大学における研究インテグリティの確保に関する基本方針

2026年8月25日

学長裁定

藤女子大学（以下「本学」という。）は、これまで「藤女子大学研究倫理基準」に基づき研究の健全性・公正性を担保し、研究活動を遂行する上で求められる社会的責務を全うしてきた。しかし、近年の研究活動の国際化やオープン化に伴った新たなリスクが顕在化しており、これにより研究の開放性・透明性といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる懸念や、研究者が意図せず利益相反・責務相反に陥る危険性が指摘されており、各研究機関においてこれらのリスクを軽減し国際的に信頼性のある研究環境を構築することが求められている。

これらのことを踏まえ、研究者の外国機関・大学との交流等に伴う新たなリスクを法令及びレピュテーションの観点から大学として適切にマネジメントし、研究の健全性・公正性（以下「研究インテグリティ」という。）を自律的に確保するため、以下の基本方針を定める。

1. 研究インテグリティの確保とは、大学及び研究者等が、研究活動における「健全性・公正性」を自律的に維持・証明することを指し、外国の機関・大学等との共同研究や交流等に伴う、利益相反・責務相反の適切な管理、技術及び情報の流出リスクの防止、信頼低下のリスク等をマネジメントすることを意味する。
2. 本学は、所属する教職員、学生及び本学で研究に従事する者（以下「研究者等」という。）の研究インテグリティを確保するための体制を構築し、必要な情報の報告・更新を受けるとともに、リスクが懸念される場合には適切にマネジメントを行う。また、研究者等に対する情報提供や研修等を通じて、研究インテグリティに関する理解を醸成する。
3. 研究者等は、自らの研究活動の透明性を確保し、説明責任を果たすため、本学及び研究資金配分機関等に対して必要な情報の適切な報告（当該情報が更新された場合における報告を含む。）を行い、利益相反・責務相反等の回避に努めるものとする。
4. 本方針及び研究インテグリティの確保に係る取組は、全学協力体制のもとに実施するものとする。